

令和3年度 随意契約結果<建設部>

(令和4年3月1日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称(工事・ 業務名等)及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
1	都市計画課	京都市下京区烏丸通仏光寺下 る大政所町680番地 株式会社オオバ京都営業所 所長 仲尾次 尚裕	木津東地区事業推進調査業務 3-都委-1	土木コンサル タント	・計画準備 ・事業化検討 ・まちづくり協議会支援 ・とりまとめ	令和3年5月10日 ～ 令和4年3月31日	13,310,000	19,024,500	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ②本業務は、事業化検討、基本計画の検討等を行う もので、当該地区の特性を熟知し、また、開発事業 の迅速化に資する土地区画整理事業のノウハウと多 数の業務実績を有し、当該地区のUR用地譲受事業 者であるF S Jホールディングス株式会社の事業協 力会社である同者をおいて、本業務の適切かつ確実 な履行が期待できる者はいないため。
2	建設課	京都市上京区出水通油小路東 入丁子風呂町104番地の2 京都府土地改良事業団体連合 会 会長 藤原 秀夫	木津用水施設ポンプ場電気設 備更新調査設計業務 3-建委-5	土木コンサル タント	実施計画策定業務 ・申請書作成 1式 ・電気設備更新調査設計 1式 ・水門設備実施設計 1式	令和3年8月10日 ～ 令和4年3月25日	13,090,000		①地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該 当。 ②令和2年度から実施中の鹿背山取水地区事業につ いて、京都府土地改良事業団体連合会が実施設計を 受注している。本業務はこの鹿背山取水地区事業と 円滑な連携を図る必要があることから、京都府土地 改良事業団体連合会と契約することが適正と判断し た。
3	建設課	京都府木津川市木津奈良道64 番地2 株式会社 望月測量設計事務 所 代表取締役 富井 健次	木津内田山線道路改良修正設 計業務 3-建委-7	土木コンサル タント	現況実測平面図作成 0.12万㎡ 仮BM設置測量 0.055km 横断測量 8本 基準点測量 2点 用地測量杭設置 19点 修正測量 1式	令和3年8月12日 ～ 令和4年3月31日	1,430,000	2,073,500	①地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該 当。 ②工事進捗に伴う修正設計等を行うものであり、現 地に早急に対応可能な業者へ見積徴取を選定した。
4	建設課	京都市上京区出水通油小路東 入丁子風呂町104番地の2 京都府土地改良事業団体連合 会 会長 藤原 秀夫	木津川市農道点検業務 3-建委-8	土木コンサル タント	農道点検 1式 個別施設計画策定 1式	令和3年8月12日 ～ 令和3年10月22日	4,521,000	4,521,000	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該 当。 ②京都府土地改良施設インフラ長寿命化計画に基づ き「水土里ネット京都施設管理システム」に施設情 報や補修履歴、ストックマネージメント等を蓄積す る必要があることから、今回点検結果及び個別施設 計画をシステムへ反映するため、システムを構築し た業者を選定した。
5	建設課	京都市上京区出水通油小路東 入丁子風呂町104番地の2 京都府土地改良事業団体連合 会 会長 藤原 秀夫	農業用ため池劣化状況評価 3-建委-1	土木コンサル タント	農業用ため池劣化状況評価 82か所	令和3年8月27日 ～ 令和4年3月25日	14,113,000	14,113,000	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該 当。 ②京都府が平成27年度に発注した府内全てのため池 点検を行い、それ以降平成28年度から毎年ため池点 検を市が委託し実施しており、これまでの状況を踏 まえた同一基準による判断が可能であるため選定し た。

令和3年度 随意契約結果<建設部>

（令和4年3月1日現在）

番号	担当課	契約の相手方 （住所、会社名、代表者）	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 （工事・業務等概要）	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
6	建設課	京都市上京区出水通油小路東 入丁子風呂町104番地の2 京都府土地改良事業団体連合 会 会長 藤原 秀夫	ため池点検調査 3-建委-3	土木コンサル タント	ため池点検調査 1式 ・ため池点検 4か所	令和3年8月20日 ～ 令和4年3月25日	462,000	462,000	①地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当。 ②京都府が平成27年度に発注した府内全てのため池 点検を行い、それ以降平成28年度から毎年ため池点 検を市が委託し実施しており、同一基準による判断 が可能であるため選定した。
7	建設課	京都市下京区鳥丸通仏光寺上 ル二帖半帖半敷町646 パンフィックコンサルタンツ ㈱京都事務所 所長米谷 瑠呈	内垣外排水ポンプ場詳細設計 業務	土木コンサル タント	排水機場詳細設計 1式	令和3年12月1日 ～ 令和4年3月31日	7,717,600	11,072,600	①地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当。 ②現に契約履行中の業者に引き続き現地を熟知して いるので契約した。
8	建設課	京都市上京区出水通油小路東 入丁子風呂町104番地の2 京都府土地改良事業団体連合 会 会長 藤原 秀夫	農業用ため池諸元調査 3-建委-2	土木コンサル タント	農業用ため池諸元調査 6池	令和3年9月28日 ～ 令和4年3月25日	3,553,000	3,553,000	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。 ②この業務は、市内にある農業用ため池の現状を把 握し、早急に対策が必要である池の判断を行うこと が必要であり、既に農業用ため池として登録され毎 年点検を行っているため池と同一基準で現状を調査 する必要があります。京都府土地改良事業団体連合 会は、京都府が平成27年度に発注した府内全てた め池点検を行い、それ以降平成28年度から毎年た め池点検を市が委託し実施しており、同一基準による 判断が可能であるため選定した。
9	建設課	京都府相楽郡笠置町大字有市 小字峠阪19-2 株式会社 山本組 代表取締役 山本 幸男	準用河川貝鍋川暫定改修工事 3-建-10	土木	コンクリートブロック積 A=360m2 既設水路改築工 V=75m3 1号重力式擁壁 V=3.7m3 2号重力式擁壁 V=56m3 砕石舗装 A=450m2	令和3年10月12日 ～ 令和4年3月31日	27,764,000	35,392,500	①地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び第7 号の規定による。 ②施工箇所にて京都府より発注されている河川改修 工事の受注者を契約相手方とすることにより、施工 ヤードの利用に係る円滑な調整や工期の短縮、諸経 費調整を行うことによる経費の削減が図れるため。